

泉崎村農地の所有者等からの依頼に基づく非農地判断事務処理要領

令和 7 年10月15日農業委員会告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、泉崎村農業委員会（以下「農業委員会」という。）が、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第4の(2)により農地の所有者又は継承人（以下「所有者等」という。）からの農地に該当しないことの証明依頼に基づき、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の適用を受けない土地である旨の審査を行い、同法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断（以下「非農地判断」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 非農地判断の実施については、運用通知第4の定めによるほか、農地法関係事務処理の手引（平成22年3月福島県農業担い手課）福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）及びこの告示に定めるところによる。

(農地に該当しないことの証明の対象となる土地)

第2条 農業委員会は、証明の対象地が次の各号のいずれかに該当する場合には、農地に該当するか否かの判断を行うことができない。この場合においては、その旨を通知（様式第1号）するものとする。

- (1) 法第52条の2により農業委員会が作成した農地台帳に掲載されていないもの
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用区域内に存する土地であるもの。
ただし、農振法第13条第1項による農業振興地域整備計画の変更をしようとする場合において、泉崎村産業経済課（農政係及び農地整備係）と農業委員会事務局の協議が整ったものについては、この限りでない。
- (3) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づく直近の調査において、B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）と区分されていないもの。ただし、A分類（再生利用が可能な荒廃農地）と区分されており、かつ、人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、その周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものについては、この限りでない。
- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等で農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の区域内に存する土地であるもの。
ただし、基盤法第19条第5項の規定による地域計画の変更が予定されており、地域計画の区域外となることが、泉崎村産業経済課（農政係及び農地整備係）において確認できる場合は、この限りでない。
- (5) 農地転用許可を受けた土地

(6) 法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められるもの

2 前項に掲げるもののほか、運用通知及び取扱要領を基準としつつ、農業委員会が地域の実情を踏まえ、農地行政上やむを得ないと判断した場合は、当該証明の対象の土地として、適正に判断するものとする。この場合においては、泉崎村産業経済課（農政係及び農地整備係）の事前協議済みであって、各種農業制度及び農業関連補助金等の整理が済んでいることを原則とする。

(出願人)

第3条 証明書の交付を依頼することのできる者（以下「出願人」という。）は、対象地の所有者等に限る。

2 対象地が数人の共有に係るものであるときは、依頼は全ての共有者によるものでなければならない。

(出願に対する留意点)

第4条 出願人が贈与税又は相続税の納税猶予対象者や農業者年金受給者である場合は、次の通知等を参照の上、非農地判断による各制度への影響について、事前に伝達しておくことが望ましい。

(1) 贈与税及び相続税の納税猶予に係る農地が非農地となっている場合等の取扱いについて（平成25年8月1日付け25経営第1379号農林水産省経営局長通知）

(2) 遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について（平成26年9月30日付け26経営第948号経営局長通知）

(3) 特定処分対象農地等が荒廃農地となった場合の取扱いについて（平成20年12月2日付け20独農年業第95号各市区村農業委員会会長宛独立行政法人農業者年金基金理事長通知）

(4) 特定処分対象農地等が荒廃農地となった場合の取扱いにおける留意事項について（平成20年12月2日付け20独農年業第96号各市区村農業委員会事務局長宛独立行政法人農業者年金基金業務部長通知）

(5) 特定処分対象農地等に一時転用により営農型発電設備を設置した場合の経営移譲年金及び特例付加年金の取扱いについて（平成29年3月28日付け28独農年業第282号一般班社団法人各都道府県農業会議事務局長宛独立行政法人農業者年金基金業務部長通知）

(6) 特定処分対象農地等に営農型発電設備を設置する場合における経営移譲年金等の取扱いについて（平成30年9月28日付け30独農年業給第126号一般班社団法人各都道府県農業会議事務局長宛独立行政法人農業者年金基金業務部長通知）

(7) 農業者年金（新制度）給付関係の事務処理上の留意事項（平成14年5月20日14農年業第57号農業者年金基金理事長通知）

(出願書類等)

第5条 証明書の交付を依頼する場合は、農地に該当しないことの証明願（様式第2号。以下「証明願」という。）を農業委員会に1部を提出するものとする。

2 証明願を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土地の登記事項証明書（証明願提出日前3月以内に発行された全部事項証明書に限る。）
 - (2) 土地の位置を示す地図（住宅地図等で位置の分かるもの及び公図等）
 - (3) 現況の写真
 - (4) その他農業委員会が必要と認める書類。この場合においては、次の各号の細分の例など、必要に応じて追加するものとする。
 - ア 非農地化した経過を示す根拠資料
 - イ 継承関係を確認できる資料（証明申請者が継承人の場合）
- （現地調査等）

第6条 農業委員会事務局は、前条の証明願の提出があったときは、遅滞なく、記載事項等につき審査を行うとともに、原則として、農業委員又は農地利用最適化推進委員を含む3名以上で現地調査を実施し、その現況が運用通知第4の(4)に規定する非農地（以下「非農地」という。）であるか否かの確認（以下「現況確認」という。）をするものとする。この場合においては、現況確認証明確認書（様式第3号）によって、現況が農地であるか否かを確認し、農業委員会会長へ提出する。

2 現地調査を行うにあたり、農業委員会事務局は必要に応じ、出願人の立会い又は説明を求めることができる。

3 その他、農業委員会事務局は、対象地における農業振興地域整備事業、基盤整備事業、多面的機能支払交付金事業及び地域計画などの実施並びに計画の有無等、次条の判断に必要な事項を確認するものとする。

（非農地判断）

第7条 農業委員会は、前条の調査結果を踏まえ、会長が農業委員会総会に諮り、対象地が農地であるか否かを審議し、非農地判断又は農地判断をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象地が運用通知第4の(4)のアに該当し、かつ、泉崎村農業委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が、特別の問題が生じない土地であると認めた場合は、事務局長の専決処理により非農地判断をすることができる。

（証明手続等）

第8条 農業委員会は、前条により非農地判断した場合は、出願人に対し、次の各号の区分に応じた非農地通知書を交付するものとする。

- (1) 農用地区域外農地（白地農地）の場合 様式第4号の1
- (2) 農用地区域内農地（青地農地）若しくは地域計画区域内農地又はいずれも該当する場合 様式第4号の2

2 農業委員会は、前条により農地判断した場合は、出願人に対し、農地通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（処分又は命令）

第9条 農業委員会は、現況確認において、対象地が法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合には、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局

長・農村振興局長連名通知)による違反転用是正に係る事務処理の規定に従い、福島県知事にその旨を報告するとともに、法第51条の規定により違反転用是正のための処分又は命令を行うものとする。

(救済措置及び委任)

第10条 前条における処分又は命令の取扱い、又は行政指導(是正の指導)及び違法状態の解消のための特例措置(追認許可)については、福島県と協議のもと、取扱要領及び農業委員会が別に定める規程により処理するものとする。

附 則

この告示は、令和7年10月15日から施行する。